

令和 7 年度

旭川農業水利事業

あいののダム工事用道路補修その他工事

特 別 仕 様 書

東北農政局旭川農業水利事業所

第1章 総則

旭川農業水利事業あいののダム工事用道路補修その他工事（以下「本工事」という。）の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1 目的

本工事は、国営旭川土地改良事業計画に基づき改修を行った、あいののダム工事用道路及び取水隧道の補修並びに黒沢川頭首工管理用道路を整備するものである。

2 工事場所

秋田県横手市山内平野沢地内他

3 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

(1) あいののダム

工事用道路補修工	L = 1,750m
堤体下流進入路舗装工	L = 27m
取水隧道補修工	L = 22.5m
取水隧道坑口補修工	1式
取水隧道取付水路補修工	1式
場内整備工	1式
仮設工	1式

(2) 黒沢川頭首工

管理用道路造成工	L = 60m
水路工	1式
舗装工	1式
立木伐採工	A = 0.053ha
仮設工	1式

4 工事数量

別紙－1「工事数量表」のとおりである。

第3章 施工条件

1 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天、休日等 84 日を見込んでいる。

なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇を含んでいる。

2 工程制限

本工事における取水隧道工は、取水の影響を受けないよう、非かんがい期となる 9 月 8 日以降を想定している。なお、具体的な着手時期は監督職員が指示するものとする。

3 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

工期：令和7年6月23日から令和7年12月24日まで

(余裕期間：契約締結の日から令和7年6月22日まで)

※ 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議のうえ、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

4 現場技術員

本工事は、共通仕様書第1編1－1－10に規定している現場技術員を配置するものとし、氏名等については、別に通知する。

第4章 現場条件

1 土質

本工事の施工場所の土質は、砂質土を想定している。

2 関連工事等

本工事に関連する工事及び業務として下表のとおり予定しているので、監督職員及び関連する工事並びに業務の責任者と十分連絡、協議し工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。

工事名	施工時期	概要
あいののダム管理棟建屋建築工事（予定）	令和7年5月～ 令和7年12月（予定）	ダム管理棟建築
あいののダム管理棟建屋建築監理業務（予定）	令和7年4月～ 令和7年12月（予定）	建築監理
あいののダム管理設備他製作据付工事（予定）	令和7年5月～ 令和8年12月（予定）	ダム管理設備製作・据付

3 第三者に対する措置

(1) 交通対策

公共道路の使用に当たっては、地元住民及び一般車両の通行を優先させるとともに、一般交通に支障をきたさぬように受注者の責任において維持管理に努めなければならない。また、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合には、監督

職員と協議するものとする。

(2) 保安対策

ア 本工事に配置する交通誘導警備員は、別紙－2「保安施設配置計画図」の位置とし、交通誘導警備員A、交通誘導警備員B各1名の配置を想定している。

イ 条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

配置場所	交通誘導 警備員	昼夜別	交代要員 の有無
国道 107 号線	2 名/日	昼間	無

4 安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

共通仕様書第1編3-2-2一般事項1施工計画(2)において調査把握した工事区域内に存在する架空線等上空施設の下を横断する箇所には、高さ制限を確認するための安全対策施設（簡易ゲート等）を設置するとともに、重機等の横断に際しては適切に誘導員を配置し、誘導指示を行わなければならない。なお、安全対策施設設置の詳細については、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。

5 関係機関との調整

(1) 工事の実施に当たっては、共通仕様書第1編1-1-44に基づき関係諸法令、諸法規を遵守して行うものとする。

(2) 黒沢川頭首工の立木伐採工は、隣接するJR北上線との近接工事に該当する。施工に当たり、保安関係従事者の配置等については、JR秋田土木センターと発注者で締結する覚書によらなければならない。なお、覚書の内容により、工法及び作業員配置に変更が生じる場合は監督職員と協議するものとする。

第5章 指定仮設

1 建設発生土受入地

(1) 建設発生土の受入地は、次に示す箇所とし、搬出予定量は下表のとおりである。

名称	地先名	搬出予定量	摘要
渡部工業(有)	横手市大沢字上片倉地内	1,075 m ³	

(2) 本建設発生土受入地への処分方法は、搬入までとする。

2 取水隧道坑内の照明

坑内照明は、「トンネル標準示方書〔シールド工法〕・同解説」に基づき設置するものとする。

3 取水隧道坑内の換気

トンネル坑内の換気は『土地改良事業計画設計基準・設計「水路トンネル」』等に基づき設置するものとする。なお、可燃性ガスの発生等現地条件により変更が生じた場合、監督職員と協議するものとする。

4 取水隧道坑内の保安対策

火災の発生を防止するため、換気設備、防水シート等は、不燃性材料を使用するものとする。

5 除雪工

除雪は積雪深が 10 cmに達した場合に行うものとし、実施後においては、速やかに監督職員に除雪の実施状況（積雪深、除雪範囲、除雪方法等）を報告するものとする。

なお、除雪工は実績により変更する。

第6章 工事用地等

1 発注者が確保している用地

発注者が確保を予定している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、別紙－3「工事用地図」に示すとおりである。

- (1) 工事用地等の使用に当たっては、別紙－4「国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準」に基づき使用するものとする。
- (2) 工事用地等は、工事施工に先立ち、監督職員立会いのうえ、用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。また、工事施工上必要な用地の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、発注者に通知し、返還する際には立会わなければならない。
- (3) 工事用地等の地権者及び周辺地域住民と折衝する場合は、あらかじめ監督職員と打合せを行い、紛争等が生じないように十分注意するものとする。

第7章 支給材料

1 支給材料

支給する材料は、次のとおりである。

品名	規格	単位	数量	備考
巻込鋼板	φ 1818×9×2000	本	3	
巻込鋼板	φ 1818×9×1500	本	1	
巻込鋼板	両テーパ一付 φ 1818×9×1500	本	10	
裏当金	38×6×5683 3つ割	個	13	

2 引渡し場所

相野々ダム公園内駐車場（秋田県横手市山内平野沢地内）

3 引渡し方法・時期

支給材料の引渡しは、引渡し場所において数量等を確認のうえ行うものとし、時期は監督職員と打合せのうえ決定するものとする。

第8章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第9章 工事用材料

1 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は次のとおりである。

なお、これにより難い場合は、同等品相当の材料を使用するものとし、監督職員の承諾を得るものとする。

(1) 石材

ア 再生クラッシュラン RC-40

イ 粒度調整碎石 M-40

(2) コンクリート二次製品

ア 鉄筋コンクリート側溝 U-300 (JIS A 5372)

イ 重圧管 ϕ 600、T-25対応

ウ 横断暗渠 B300×H300

エ 集水桝 B1,000×B1,000×H1,300

(3) 加熱アスファルト混合物

ア 再生密粒度アスコン (13)

イ 再生粗粒度アスコン (20)

(4) 瀝青材

ア プライムコート アスファルト乳剤 PK-3

イ タックコート アスファルト乳剤 PK-4

(5) コンクリート

コンクリートはレディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。

種類	呼び強度 (N/mm ²)	スラン プ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水セメ ント比 (%)	セメント の種類に よる記号	使用目的
無筋 コンクリート	18	8	25(20)	65以下	BB	コンクリート舗装、 基礎コンクリート、 集水桝工

粗骨材最大寸法 25mm は、地域的に骨材の入手が困難な場合は 20mm の使用を可能とする。

(6) ひび割れ充填材 (ポリマーセメントモルタル)

品質項目	照査方法	品質規格値
付着強さ	JSCE-K 561 (標準条件)	1.5N/mm ² 以上
長さ変化率	JIS A 1129	0.05%以下
	温度23±2℃、湿度50±5%の状態での2日間養生後、型枠を脱型したものを試験体とする。脱型後を基長として、温度23±2℃、湿度50±5%の状態での28日後の長さ変化率を測定する。	

(7) 断面修復材

品質項目	照査方法		品質規格値
付着強さ	JSCE-K 561	標準条件	1.5N/mm ² 以上
		多湿条件	
		低温条件	

		水中条件	1. 0N/mm2以上
		乾湿繰返し条件	
		温冷繰返し条件	
	乾湿・温冷繰返し回数は10サイクル。 水中条件における供試体作成後、水中養生を開始するまでの気中養生は、温度20±2℃、相対湿度60±10%の状態です。7日間行うものとする。また、全試験条件とも試験用供試体の被覆厚さは20mmを標準とする。		
圧縮強度	JSCE-K 561 (28日間養生)		21. 0Nmm2以上
長さ変化率	JIS A 1129		0. 05%以下
	温度23±2℃、湿度50±5%の状態です。2日間養生後、型枠を脱型したものを試験体とする。脱型後を基長として、温度23±2℃、湿度50±5%の状態です。28日後の長さ変化率を測定する。		
中性化速度	JIS A 1153 (4週間)		中性化深さ5mm 以下 中性化速度係数18mm/√年以下
摩耗深さ	表面被覆材の水砂噴流摩耗試験 (案) (材齢28日、10時間経過後)		標準供試体に対する平均摩耗深さの比が1. 5以下
相対動弾性係数	JIS A1148 (A 法300サイクル)		85%以上

(8) 表面被覆材

品質項目	照査方法		品質規格値
中性化速度	JIS A 1153（4週間）		中性化深さ5mm 以下 中性化速度係数18mm/√年以下
付着強さ	JSCE-K 561	標準条件	1. 5N/mm2以上
		多湿条件	
		低温条件	
		水中条件	1. 0N/mm2以上
		乾湿繰返し条件	
		温冷繰返し条件	
	乾湿・温冷繰返し回数は10サイクル。 水中条件における供試体作成後、水中養生を開始するまでの気中養生は、温度20±2℃、相対湿度60±10%の状態で7日間行うものとする。		
圧縮強度	JSCE-K 561（28日間養生）	21. 0Nmm2以上	
長さ変化率	JIS A 1129	0. 05%以下	
	温度23±2℃、湿度50±5%の状態 で2日間養生後、型枠を脱型したもの を試験体とする。脱型後を基長として、温度23±2℃、湿度50±5%の 状態 で28日後の長さ変化率を測定する。		
相対動弾性係数	JIS A1148（A法300サイクル）		85%以上

(9) 鉄筋金網

溶接金網 線径 6.0 網目 100×100

2 見本または資料提出

主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材料名	提出物
石材	試験成績書、粒度分析表
加熱アスファルト混合物	配合報告書、試験成績書
ひび割れ充填材	カタログ、試験成績書
断面修復材	カタログ、試験成績書
表面被覆材	カタログ、試験成績書
プライマー	カタログ、試験成績書
購入土（山土砂）	試験成績書
コンクリート二次製品	カタログ、試験成績書
コンクリート	配合報告書、試験成績書
グレーチング	カタログ又は試験成績書
鉄筋コンクリート側溝	カタログ又は試験成績書
重圧管	カタログ又は試験成績書
横断暗渠	カタログ又は試験成績書
集水枥	カタログ又は試験成績書

3 監督職員の検査

次に示す工事材料は、原則として監督職員の検査を受けなければならない。

なお、その他材料については、受注者の自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が提出を指示した場合は、これに応じなければならない。

材料名	検査項目	備考
ひび割れ充填材	空袋数量	施工完了後
断面修復材	空袋数量	施工完了後
表面被覆材	空袋数量	施工完了後

4 資材の調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。

また、輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更するものとする。

資材名	規格	調達地域等
再生クラッシュラン	RC-40	秋田県横手市
粒度調整砕石	M-40	秋田県横手市
購入土（山土砂）	路体盛土用	秋田県横手市
敷鉄板	t22×1,524×6,096	秋田県横手市

第10章 施工

1 一般事項

(1) 基準点

本工事に使用する基準点及び水準点は、別途監督職員が指示するものとする。

(2) 中間技術検査

ア 発注者から中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。

イ 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。

ウ 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、出来形図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。

エ 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。

オ 中間技術検査及び修補に要する費用は、受注者の負担とする。

(3) 舗装切断に伴う排水等の処理

舗装切断作業に伴い発生する排水又は切削粉は、直接、現場外に排出することがないよう回収し、産業廃棄物として適正に処理するものとする。

2 再生資源等の利用

(1) 再生資材の利用

受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。

資材名	規格	備考
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン(13) 再生粗粒度アスコン(20)	あいののダム工事用道路 国道 107 号線（乗入口）
再生クラッシャラン	RC-40	基礎碎石、路盤工、砂利舗装工

舗装材に使用する場合等には「舗装再生便覧」（（公社）日本道路協会発行）等を遵守する。

(2) 建設資材廃棄物等の現場内利用

受注者は、本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物について、本現場内で利用可能か否か検討し、その利用方法等について監督職員と協議するものとする。

なお、分別の徹底及び適切な保管を行うものとする。

3 建設資材等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材廃棄物	処理施設名	住所	受入時間	事業区分
アスファルト	ミノル工業（株）	横手市杉目字二夕子下 54	8時～17時	再資源化 施設業者
有筋コンクリート殻 （あいののダム）	（株）マルコ産業	仙北郡美郷町六郷字北 明天地 185- 3	8時～17時	再資源化 施設業者

有筋コンクリート殻 (黒沢川頭首工)	(株) 大屋産業	横手市外目字壇森 44-12	8 時～17 時	再資源化 施設業者
木くず (枝葉・根)	(株) 企業さきがけ	仙北郡美郷町金沢東根字西の沢 11	8 時～17 時	再資源化 施設業者

4 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	(1) 仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	(2) 土工	土工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	(3) 基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	(4) 本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	(5) 本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	(6) その他 ()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

5 工事用道路補修工 (あいののダム)

(1) 既設舗装撤去

工事用道路の補修に当たっては、既設の表層及び上層路盤を剥ぎ取り、そこに新たな表層 5 cm 及び上層路盤 15 cm を造成するものとする。なお、施工に伴い発生する建設発生土は、第 5 章 1 に示す建設発生土受入地へ、建設資材廃棄物については、第 10 章 3 に示す処理施設へそれぞれ搬出しなければならない。

(2) 路盤工

上層路盤に使用する材料は、粒度調整砕石 (M-40) とする。

(3) 舗装工

表層工の施工に当たっては、再生密粒度アスコン (13) を使用するものとし、プライムコート (アスファルト乳剤 PK-3) 126 リットル/100m² 以上を路盤面に均一に散布し、表層との密着をはからなければならない。また、アスファルト混合物の敷均し後は、振動ローラー等の締固め機械により締固めなければならない。

(4) 水路復旧工

図面に示す範囲において側溝の復旧を行うこととしているが、復旧範囲の詳細については、監督職員立会いのうえ決定するものとする。また、これ以外の箇所についても水路の復旧を指示する場合があります、その場合の費用については変更契約の対象とする。なお、施工に伴い発生する建設資材廃棄物については、第 10 章 3 に示す処理施設へ搬出

しなければならない。

(5) その他

関連工事の資材搬入時期と競合することがないように努めなければならない。

6 堤体下流進入路舗装工（あいののダム）

(1) コンクリート舗装は、路盤紙を敷設しパイプレータ等で十分締固めた後養生しなければならない。なお、舗装表面は、ほうき目仕上げとする。

(2) コンクリート舗装は、延長 8 m に 1 箇所の割合で目地を設けるものとする。

(3) 鉄網はコンクリートの縁部より 10cm 程度短くし、鉄網同士の重ね合わせは 20cm 程度となるように設置する。

7 取水隧道補修工（あいののダム）

(1) 管内清掃

管搬入前に既設管内の洗浄を十分に行い、土砂、小石、錆、付着物等を除去するものとする。

(2) 管内測量

既設管内の不陸や扁平等の状況を把握するため、管内測量を行う。

(3) 架台設置工

クレーン等を用い、鋼管挿入のための架台を設置する。

(4) 鋼管引込

クレーンにより取水隧道入口に新設鋼管を吊り降ろし、ウインチ、台車等により既設鋼管内の所定の位置に運搬、仮置きする。

(5) 鋼管拡張

油圧ジャッキ等を用いて拡張する。

(6) 鋼管据付・鋼管溶接

仮置きした新設鋼管の芯出しを行い、裏当金溶接で接合する。

(7) グラウト充填

ア 充填材注入工は、充填材の性状確認、注入圧力、注入量等について管理を行うものとする。使用する充填材注入方法は、監督職員の承諾を得なければならない。

イ 充填材注入施工条件

外気温等が規定の範囲内であることを確認するものとする。

ウ 充填材性状の管理方法

充填材の配合比、フロー値や圧縮強度試験値等が規定内であることを確認するものとする。

エ 注入圧力の管理工法

注入圧力は圧力計を用いて設計値以下となるよう管理・記録し、施工中の測定結果は監督職員に提出するものとする。

オ 注入量の管理方法

実際の注入量を計画注入量と対比し、大きな差がないことを確認するものとする。

充填材がグラウトホール（注入と空気抜き兼用）から溢流した時点を充填完了とし、設計値以上を注入したことを確認するものとする。

カ 充填確認パイプの設置間隔

グラウトホール（注入と空気抜き兼用）の設置間隔は、打設量や配管線形等から適切に配置するものとする。

(8) その他

- ア 取水隧道工の施工に当たっては、事前に施工手順や安全対策（換気量、酸素濃度基準値等）を記載した施工計画書を作成の上、監督職員の承諾を得るものとする。また、既設鋼管表面のガラス繊維の撤去については、監督職員と協議の上契約変更の対象とする。
- イ 取水隧道坑内の酸素濃度が基準値を下回った場合は、直ちに作業を中止し、監督職員に速やかに報告のうえ必要な措置を講じなければならない。

8 取水隧道坑口及び取付水路補修工（あいののダム）

(1) 準備工

- ア 施工に先立ち、コンクリート表面のゴミ等をスコップ等により除去した後、状態を確認するものとするが、施工に支障となる樹木や草、泥土等の支障物が存在する場合は、その処理について監督職員と協議するものとする。
- イ 湧水や降雨がコンクリート躯体背面から流入する場合は、止水又は導水処理等について監督職員と協議するものとする。

(2) 下地処理工

- ア 高圧洗浄機を用いコンクリート表面の泥や、藻、苔、油脂類等の付着物および、剥離箇所など局所的な脆弱部を除去しなければならない。また、脆弱部を除去した殻については集積し適正な処理を行うものとする。
- イ 標準洗浄圧は50MPaを想定しているが、高圧洗浄機の使用に先立ち、試験施工を行い、第9章に示す付着強度を満足する水压を確認し監督職員に報告しなければならない。
- ウ 高圧洗浄に使用する水は現地調達と考えているが、水質等が適さない場合は監督職員と協議するものとする。

(3) 補修範囲の確認

補修範囲は、図面により各補修の位置及び範囲を確認する。図面に記載のない、ひび割れ、侵入水、剥離等の劣化が確認された場合には、図面に追補するとともに写真等を記録するものとする。また、併せて、監督職員立会いのうえ、補修の対象とするか否かについて協議するものとする。

(4) ひび割れ充填工

ひび割れは溝内面の汚れ、切粉等を除去した後、プライマーを塗布し充填材を充填し、へら、コテ等を用いて表面を平滑に仕上げるものとする。

また、漏水部においては止水セメントを充填するものとし、必要に応じて導水パイプを設置する。充填材が硬化するまで、ほこり等がつかないように、また、降雨のおそれがあるときはシート等で必要な養生を行うものとする。

(5) 断面修復工

- ア 下地処理における高圧洗浄の他、ピック、コンクリートブレーカ等を用いて脆弱部を除去するものとする。鉄筋が露出している場合は、監督職員と協議するものとする。

イ プライマーは、塗りが残しが無いよう隅角部まで入念に塗布するものとする。

ウ 断面修復材は金ゴテ等により平滑に仕上げるものとする。

修復厚が3 cm以上ある場合は、1層を3 cm以内とし複数層に分けて、施工しなければならない。

なお、日平均気温が4℃以下となることが予想される場合、材料、配合、断面修復作業等において、温度管理及び養生を行い、材料の凍結や初期凍害を防止しなければならない。養生の方法については、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

(6) 表面被覆工

ア 表面被覆材の配合等

使用する被覆材の配合については、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

プライマーを用いる場合は、ローラー、刷毛、吹付け機械等を用い、コンクリート表面の乾燥状態など事前に承諾を得た施工方法により塗布するものとする。

イ 被覆工

ローラー、金ゴテ又は吹付け機械等により、空気が混入しないよう注意し、塗布するものとする。

以上の作業において、打継ぎ用プライマーを使用する場合は、事前に承諾を得た打継ぎ有効時間内に終了させなければならない。

なお、被覆材が目地部内に入らないよう被覆工に先立ち、マスキング等により目地の養生を行わなければならない。

ウ 表面仕上げ

養生材を使用する場合は、事前に監督職員の承諾を得るものとし、たるみ、ムラの無いよう金ゴテ等により平坦に仕上げるものとする。

エ 養生

表面仕上げ後は、直射日光や強風により表面に乾燥ひび割れ等が生じないよう養生を行わなければならない。

なお、日平均気温が4℃以下になることが予想される場合は、材料、配合、練り混ぜ、運搬、被覆作業等において、温度管理及び養生を行い、材料の凍結や初期凍害を防止しなければならない。養生の方法については、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

9 試験施工（あいののダム）

下地処理工の着手に当たっては、事前に洗浄水圧及び洗浄後の既設躯体の付着強度と摩耗（凹凸）量を把握するため試験施工を行い、その結果を監督職員に報告しなければならない。

(1) 試験施工計画書の提出

試験施工は以下に示す内容を実施するものとし、事前に実施位置と試験方法の詳細等を記載した試験施工計画書を作成し、監督職員に提出のうえ承諾を得なければならない。

(2) 試験施工の内容

下地処理前後の付着強度試験及び既設躯体表面の凹凸調査を以下により実施するものとする。

なお、位置及び調査方法の詳細については、事前に監督職員と協議するものとする。

項目	下地処理前	下地処理	下地処理後	
	凹凸調査		凹凸調査	付着強度試験
試験位置	各施工箇所 1 地点	同左	同左	同左
施工場所 (1 地点当たり)	既設躯体各1箇所	同左	同左	同左
施工範囲 (1 箇所当たり)	0.3m×0.3m	1.0m×1.0m	0.3m×0.3m	3 個
調査方法	測線間隔6cm格子 毎に凹凸量を測定	1 箇所毎に噴射圧 力を概ね 3 ケース 調査	測線間隔6cm格子 毎に凹凸量を測定	単軸引張試験 噴射圧力 1 ケース 毎に、既設躯体の 全 3 箇所につい て、それぞれ 3 個 の単軸引張試験
試験の規格値	—	—	—	個々の値が1.0 N/mm ² 以上

10 場内整備工（あいののダム）

砂利舗装に使用する材料は、再生クラッシャラン（RC-40）とする。

11 管理用道路造成工（黒沢川頭首工）

（1）掘削

ア 掘削土は、埋戻に流用するもののほか全て建設発生土受入地へ搬出する計画であるが、締固め試験等を行い流用の可否について監督職員の確認を得なければならない。

イ 埋戻に流用する材料を仮置きする場合は、雑物混入防止、流亡防止等適正に管理しなければならない。

ウ 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。

エ 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生または、そのおそれがある場合は速やかに監督職員と協議しなければならない。

（2）埋戻

ア 埋戻の材料は、掘削した発生土を使用する計画としている。

イ 埋戻は、事前に締固め試験を実施し試験結果に基づいて施工しなければならない。施工幅を確保できず、施工方法を変更する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。

（3）路体盛土

ア 路体の造成に必要な盛土材については、購入土（山土砂）を使用するものとする。

イ 盛土材については、締固め試験等を行い、使用の可否について監督職員の確認を得なければならない。

ウ 路体盛土は、一層の仕上り厚が30cm以下となるように均一にまき出し、施工条件に合った機種の締固め機械により締固めなければならない。

（4）砂利舗装工

砂利舗装工に使用する材料は、再生クラッシャラン（RC-40）とする。

（5）路盤工

路盤工に使用する材料は、再生クラッシャラン（RC-40）とする。

(6) 舗装工

ア 基層の施工に当たっては、再生粗粒度アスコン (20) を使用するものとし、プライムコート (アスファルト乳剤PK-3) 126リットル/100m²以上を路盤面に均一に散布し、路盤と基層の密着を図らなければならない。また、アスファルト混合物の敷均し後は、振動ローラー等の締固め機械により締固めなければならない。

イ 表層の施工に当たっては、再生密粒度アスコン (13) を使用するものとし、タックコート (アスファルト乳剤 PK-4) 43リットル/100m²以上を基層面に均一に散布し、基層と表層の密着を図らなければならない。また、アスファルト混合物の敷均し後は、振動ローラー等の締固め機械により締固めなければならない。

(7) 構造物撤去工

既設ガードレールの撤去に当たって、その処分方法は監督職員の指示によるものとする。

(8) 法面保護工

造成した管理用道路の法面はワラ芝で保護することとする。なお、河川の洗堀防止や雨水による浸食防止の観点から工法の変更が必要と判断された場合、その工法について監督職員と協議するものとし、契約変更の対象とする。

12 伐開工 (黒沢川頭首工)

(1) 伐開区分は、伐開Ⅱとする。

(2) 伐開は、別紙ー5「立木伐採工範囲図」に示す範囲とする。

(3) 伐開範囲がJR北上線及び国道107号線に隣接することから、当該路線に影響を生じさせないように、着手前に詳細な施工方法及び工程計画を取りまとめの上、監督職員と協議するものとする。

(4) 造材

伐倒した木の枝と梢を切り落とし、玉切り (L=2.0m) を行う。

(5) はい積み

造材した木を所定の場所に搬出、集積する。なお、具体的な搬出、集積場所は監督職員が指示するものとする。

(6) 抜根

バックホウ等による抜根、集積、積込作業を想定している。

第11章 施工管理

1 主任技術者等の資格

(1) 主任技術者又は監理技術者は、入札説明書による。

(2) 黒沢川頭首工管理用道路の整備に当たっては、工事管理者 (在来線) 及び列車見張員の資格を有する者を配置しなければならない。なお、工事監理者及び列車見張員は実績により変更する。

2 施工管理

(1) 本工事における施工管理については、農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」 (以下「施工管理基準」という。) に基づいて実施するものとするが、細部については、監督職員と打合せの上実施するものとする。

なお、施工管理基準に定められていない事項については、受注者の基準によるが、こ

の場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。

(2) 巻込鋼管溶接部の非破壊検査

巻込鋼管溶接部の品質の確認は、超音波探傷試験JIS Z 3060 により行うこととする。

なお、判定は(社)日本非破壊検査協会(放射線透過試験技術)の認定技術者が実施し、超音波探傷試験JIS Z 3060 の分類に基づきM検出レベル3級とする。検査結果が不合格の場合は、手直し補修後再検査しなければならない。

(3) 取水隧道坑口及び取付水路補修工の出来形管理

ア 直接測定による出来形管理は下表のとおりとするが、これにより難しい場合は、事前に監督職員と協議するものとする。

工種	項目	管理基準値及び規格値	測定基準
下地処理工	外観	表面に付着物がなく、骨材表面が露出し劣化物のないコンクリート表面であること。	施工延長概ね 50～100mに毎に1箇所の割合で処理面を目視確認する。
表面被覆工	被覆厚さ	基準値：側壁 + 3mm、-0mm 底板 + 7mm、-0mm 規格値：側壁 -0mm 底板 -0mm	施工延長概ね 50m毎に1箇所の割合で測定する。1箇所につき左右側壁及び底版の3点を測定する。
	外観	被覆面にむらがなく、流れ、剥がれ、浮き、ひび割れ、硬化不良等がないこと。	施工延長概ね 50～100m毎に1箇所の割合で被覆面を目視確認する。
	面積	基準値：－ 規格値：施工面積≧設計面積	全施工面積について、断面が変化する毎に展開図又はその他の方法により測定(求積)し、確認する。
断面修復工	長さ	基準値：+5mm、-0mm 規格値：-0mm	各補修箇所とする。
	幅	基準値：+5mm、-0mm 規格値：-0mm	各補修箇所とする。
	厚さ	基準値：+5mm、-0mm 規格値：-0mm	各補修箇所とし、1箇所につき4点測定する。 但し、小規模補修(概ね1㎡未満)は1点測定する。
	外観	施工面に、浮き、ひび割れ、硬化不良がなく、平滑に仕上がっていること。	各補修箇所を目視確認する。
	面積	基準値：－ 規格値：施工面積≧設計面積	各施工面について展開図又はその他の方法により測定(求積)する。

ひび割れ充填工	延長	基準値及び規格値：-0mm	各補修箇所とする。
	溝はつり幅	基準値及び規格値：-0mm	各補修箇所とする。 但し1箇所当たりの施工延長が10m以上の場合は、施工延長概ね10m毎に1箇所の割合で測定する。
	溝はつり深さ	基準値及び規格値：-0mm	各補修箇所とする。 但し1箇所当たりの施工延長が10m以上の場合は、施工延長概ね10m毎に1箇所の割合で測定する。
	充填量	基準値及び規格値：設計量以上	充填総量を確認する。

イ 撮影記録による出来形管理は下表のとおりとする。

工種		撮影基準	撮影箇所
下地処理工		施工延長概ね 50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。	施工前後の表面状況、施工状況使用機械、洗浄圧力、不陸・凹凸の状況、付着強度試験の測定値（左右側壁及び底版）を撮影する。
表面被覆工		施工延長概ね 50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。	施工状況、使用機械、使用材料の配合・練り混ぜ状況を撮影する。 左右側壁及び底版において、被覆厚さ、面積測定状況、付着強度測定値を撮影する。
		全1回	材料の総使用量が分かるものを撮影する。
断面修復工	断面修復工	施工延長概ね 50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。	施工前後の状況、施工状況、使用材料の配合・練り混ぜ状況、厚さ、寸法、面積測定状況を撮影する。
		全1回	材料の総使用量が分かるものを撮影する。
	鉄筋処理	施工箇所毎	防錆処理状況を撮影する。
ひび割れ充填工		施工延長概ね 50mにつき1箇所の割合で撮影する。	施工前後の状況、施工状況、使用材料の配合・練り混ぜ状況、厚さ、寸法、面積測定状況を撮影する。
		全1回	材料の総使用量が分かるものを撮影する。

3 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

（１）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

（２）機器等の導入

ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

ア 受注者は、(1) の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

イ 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記1) に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3) に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL (<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>) のチェックシステム(信憑性チェックツール) 又はチェックシステム(信憑性チェックツール) を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、現場管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

4 工事現場等における遠隔確認について

(1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認(以下「遠隔確認」という)を行う工事である。

(2) 遠隔確認の活用は、別紙ー6の「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。

(3) 農林水産省が推奨するWeb会議システムは、Microsoft Teamsである。

(4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

第12章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たって、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等には示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- 1 地質
- 2 転石の出現
- 3 異常湧水の出現
- 4 地下埋設物(埋蔵文化財を含む)の出現
- 5 第三者との協議による変更
- 6 関連工事との調整により変更が生じた場合
- 7 遠隔確認の試行を行う場合
- 8 歩掛調査等の追加を監督職員が指示した場合
- 9 その他両者協議のうえ、必要と認めた場合

第13章 その他

1 契約後VE提案

(1) 定義

「VE 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE 提案の意義及び範囲

ア VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

イ ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。

(ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案

(イ) 工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案

(ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) VE 提案書の提出

ア 受注者は、(2)の VE 提案を行う場合、次に掲げる事項を VE 提案書（共通仕様書様式 6－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

(ア) 設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由

(イ) VE 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

(ウ) VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

(エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係

(オ) 工業所有権を含む VE 提案である場合、その取り扱いに関する事項

(カ) その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項

イ 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

ウ 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。

エ VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE 提案の適否等

ア 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面（共通仕様書様式 6－5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。

イ また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

ウ VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を

評価する。

エ 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。

オ 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。

カ 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額（以下「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。

キ VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

ク 発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記カの VE 管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

（5）VE 提案書の使用

発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容を無償で使用する権利を有するものとする。

（6）責任の所在

発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

2 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第 1 編 1－1－39 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体（CD－R 若しくは DVD－R）正副 2 部
- ・工事完成図書の出力 1 部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

3 配置予定監理技術者等の専任期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

また、現場への専任の期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「合格通知書」における日付）とする。

4 ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前中に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後に協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日を除く。

5 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時および新工種発生時等、受発注者間において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員と協議し定めるものとする。

(4) 対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事業所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議のうえ開催する。

(5) 建設コンサルタントの出席

上記（１）、（２）、（３）及び（４）の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。

(6) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。

6 現場環境の改善の試行

本工事は、だれでも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- ア 洋式（洋風）便器
- イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ケ サニタリーボックス
- コ 鏡と手洗器
- サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- シ 便房内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- ス 擬音装置（機能を含む）
- セ 着替え台
- ソ 臭気対策機能の多重化
- タ 室内温度の調整が可能な設備
- チ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上しない。

受注者は、上記（1）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事（施工箇所）までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、監督職員と協議する。

(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議のうえ、本項の対象外とする。

7 現場環境改善費

- (1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから 1 内容以上選択し合計 5 つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

- (2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。
- (3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	ア 用水・電力等の供給設備 イ 緑化・花壇 ウ ライトアップ施設 エ 見学路及び椅子の設置 オ 昇降設備の充実 カ 環境負荷の低減
営繕関係	ア 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） イ 労働宿舍の快適化 ウ デザインボックス（交通誘導警備員待機室） エ 現場休憩所の快適化 オ 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	ア 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） イ 盗難防止対策（警報器等）
地域連携	ア 地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） イ 完成予想図 ウ 工法説明図 エ 工事工程表 オ デザイン工事看板（各工事PR看板含む） カ 見学会等の開催（イベント等の実施含む） キ 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ク パンフレット・工法説明ビデオ ケ 社会貢献

8 週休2日による施工

- (1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）及び現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件、気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。
- (2) 週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日以上現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。
- ア 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間におい

て、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏期休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

イ 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検、巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

ウ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

ア 受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。

イ 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。

なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。

ウ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。

エ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。

オ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

(4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

(5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、共通仮設費（率分）及び現場管理費（率分）を補正する。

ア 補正方法

	週単位の週休2日 〔 現場閉所1週間に2日以上 〕	月単位の週休2日 〔 現場閉所率 28.5%（8日/28日）以上 〕
労務費	1.02	1.02
共通仮設費(率分)	1.05	1.04
現場管理費(率分)	1.06	1.05

イ 補正方法

当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき精算変更を行う。週単位の週休2日を達成した場合は、上記アに示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

(6) 週休2日の確保に取り込む工事において、市場単価方式による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。

名 称	区分	補正係数	
		週単位	月単位
防護柵設置工 (ガードレール)	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
排水構造物工		1.02	1.02
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01

9 週休2日制の促進

本工事は、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。

10 地域外からの労務者確保に要する間接工事費の設計変更について

(1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事施工に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。

(3) 受注者は、契約締結後、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「様式1」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。

(4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「様式2」という。）を作成するとともに、様式2に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

(5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。

(6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「積算基準に基づき算出額した額」から「様式1に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)で受注者から提出された証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。

(7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある

(8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

11 施工箇所が点在する工事の適用

(1) 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、『あいののダム、黒沢川頭首工（以下、工事箇所という）』ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法」による工事である。

(2) 本工事における共通仮設費の金額は、工事箇所ごとに算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、工事箇所ごとに算出した現場管理

費を合計した金額とする。

なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（施工地域による補正等）については、工事箇所ごとに設定する。一般管理費等については、工事箇所ごとではなく、通常の積算方法により算出する。

- (3) 本工事は、「間接工事費等諸経費動向調査」の対象工事であり、別途監督職員より通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行う。

調査票は、工事終了後速やかに監督職員に提出するものとする。また、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。

12 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要な根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。
- (6) 1日未満積算基準「3判定方法（3）判定に使用する作業量の考え方」により、別箇所として扱う箇所は、第13章11の箇所とする。

13 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。
- 運搬費：建設機械の運搬費
準備費：伐開・除根・除草費
- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名

停止等の措置を行う場合がある。

(8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

14 CORINSへの登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

15 熱中症対策に資する現場管理費の補正

(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

ア 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

イ 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

ウ 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定したうえで補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正値（％）} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数※}$$

※補正係数：1.2

16 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

(1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。

(2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評価別紙7に示す

「6 社会性等」に、次の評価項目を追加したうえで最大 7.5 点を加点評価する。ただし、工事成績評定の合計は 100 点を超えないものとする

○事業（務）所長用

【被災農林漁家の就労機会の確保】

- | |
|---|
| <p>☐令和 6 年 9 月 20 日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を雇用した。</p> <p>☐令和 6 年 9 月 20 日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。</p> <p>☐令和 6 年 9 月 20 日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。</p> |
|---|

17 部分払について

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別紙ー 7「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

第 13 章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. あいののダム工事用道路補修工				
(1)道路補修工				
アスファルト舗装切断工	幅員4.0m	m	40	
アスファルト舗装撤去工	幅員4.0m	m ²	7,000	
殻運搬	アスファルト殻、あいののダム～処分場	m ³	350	
殻運搬・処理（産業廃棄物処分費）	アスファルト殻	m ³	350	
路盤撤去工	上層15cm、粒度調整碎石（M-40）	m ³	1,050	
土砂等運搬	路盤（粒度調整碎石）、あいののダム～処分場	m ³	1,050	
作業残土処理	路盤（粒度調整碎石）	m ³	1,050	
舗装工	表層5cm 再生密粒度As（13）	m ²	7,000	
舗装工	上層路盤15cm 粒度調整碎石（M-40）	m ²	7,000	
(2)水路復旧工				
水路撤去工	既設U240、有筋コンクリート	m ³	2.1	
殻運搬	既設U240、有筋コンクリート、あいののダム～処分場	m ³	2.1	
殻運搬・処理（産業廃棄物処分費）	既設U240、有筋コンクリート	m ³	2.1	
水路復旧工	U型側溝240	m	55.0	
(3)堤体下流進入路舗装工				
舗装工	Co舗装、t=15cm	m ²	103	
2. 取水隧道補修工				
(1)取水隧道補修工	巻込鋼管による鞘管工法			
既設鋼管内清掃		m	22.5	
既設管内測量		m	22.5	
鋼管挿入架台設置		式	1	
鋼管引込み・運搬		m	22.5	
鋼管拡張		m	22.5	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
鋼管据付		m	22.5	
鋼管溶接（周方向）		箇所	13	
鋼管溶接（軸方向）		m	22.5	
グラウト止め設置		箇所	2	
グラウト設備設置撤去		式	1	
グラウト充填		m ³	5.3	
内面塗装（周方向）		箇所	13	
内面塗装（軸方向）		m ²	54	
既設管端部処理		箇所	2	
（2）取水隧道坑口補修工				
高圧洗浄工	劣化部除去	m ²	18	
ひび割れ充填工	Uカット	m	2.0	
プライマー塗布	断面修復工	m ²	1.6	
断面修復工	t=90mm	m ²	0.9	
取水隧道坑口補修工	t=150mm	m ²	0.7	
プライマー塗布	表面被覆工	m ²	18	
表面被覆工	吹付、t=10mm	m ²	18	
（3）取水隧道取付水路補修工				
高圧洗浄工	劣化部除去	m ²	8.9	
ひび割れ充填工	Uカット	m	5.1	
プライマー塗布	断面修復工	m ²	8.9	
断面修復工	t=40mm	m ²	5.1	
断面修復工	t=50mm	m ²	2.0	
断面修復工	t=90mm	m ²	1.9	
3. 場内整備工				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(1)土取場整備工				
敷砂利	土取場、RC-40、t=10cm	m ²	1,275	
(2)堤体下流ヤード整備工				
敷砂利	堤体下流ヤード、RC-40、t=10cm	m ²	1,432	
4. 仮設工				
(1)仮設ヤード工				
敷鉄板設置・撤去工	堤体下流ヤード	m ²	818	
5. その他				
(1)運搬費				
仮設材運搬	敷鉄板	式	1	
(2)技術管理費				
非破壊検査	超音波検査	箇所	17	

工 事 数 量 表

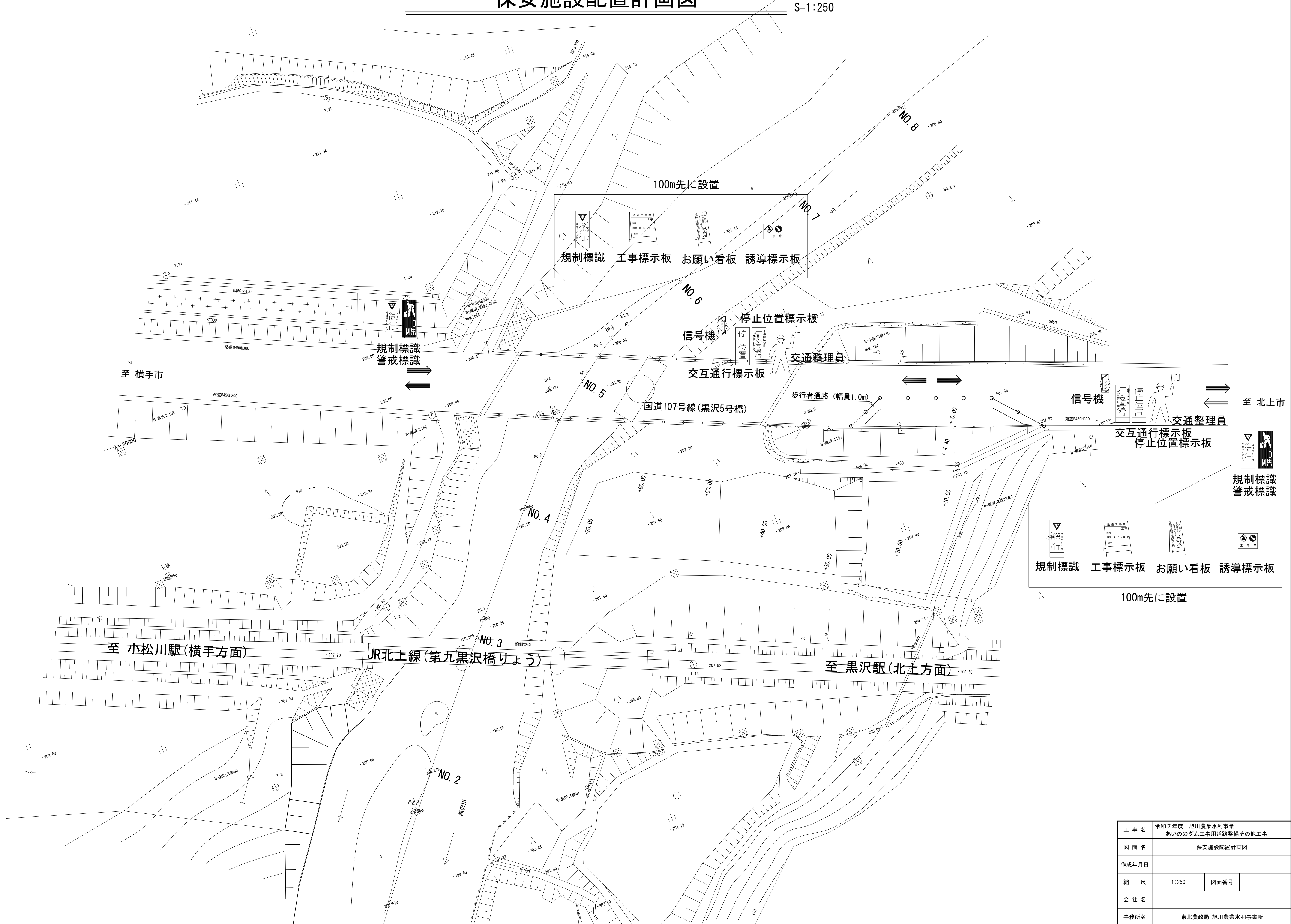
工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 黒沢川頭首工管理用道路造成工				
(1)土工				
購入土盛土	$B \geq 4.0\text{m}$	m ³	760	
購入土盛土	$2.5\text{m} \leq B < 4.0\text{m}$	m ³	1	
購入土盛土	$1.0\text{m} \leq B < 2.5\text{m}$	m ³	1	
購入土盛土	$B < 1.0\text{m}$	m ³	3	
購入土盛土	構造物周辺	m ³	13	
法面整形	盛土部	m ²	340	
(2)小型水路工				
作業土工	床掘	式	1	
作業土工	埋戻	式	1	
側溝工	U型側溝	m	103.4	
暗渠工	重圧管	m	13.0	
暗渠工	横断暗渠	m	5.0	
集水柵工	重圧管部 1000×1000×1300	基	2	
集水柵工	横断暗渠部 600×600×450	基	2	
土砂等運搬	残土処理、黒沢川頭首工～処分場	m ³	25	
作業残土処理	残土処理	m ³	25	
(3)舗装工				
アスファルト舗装	国道舗装	m ²	33	
砂利舗装	RC-40、t=20cm	m ²	210	
(4)法面保護工				
法面保護工	わら芝	m ²	340	
2. 構造物撤去工				
(1)コンクリート構造物撤去工				

工 事 数 量 表

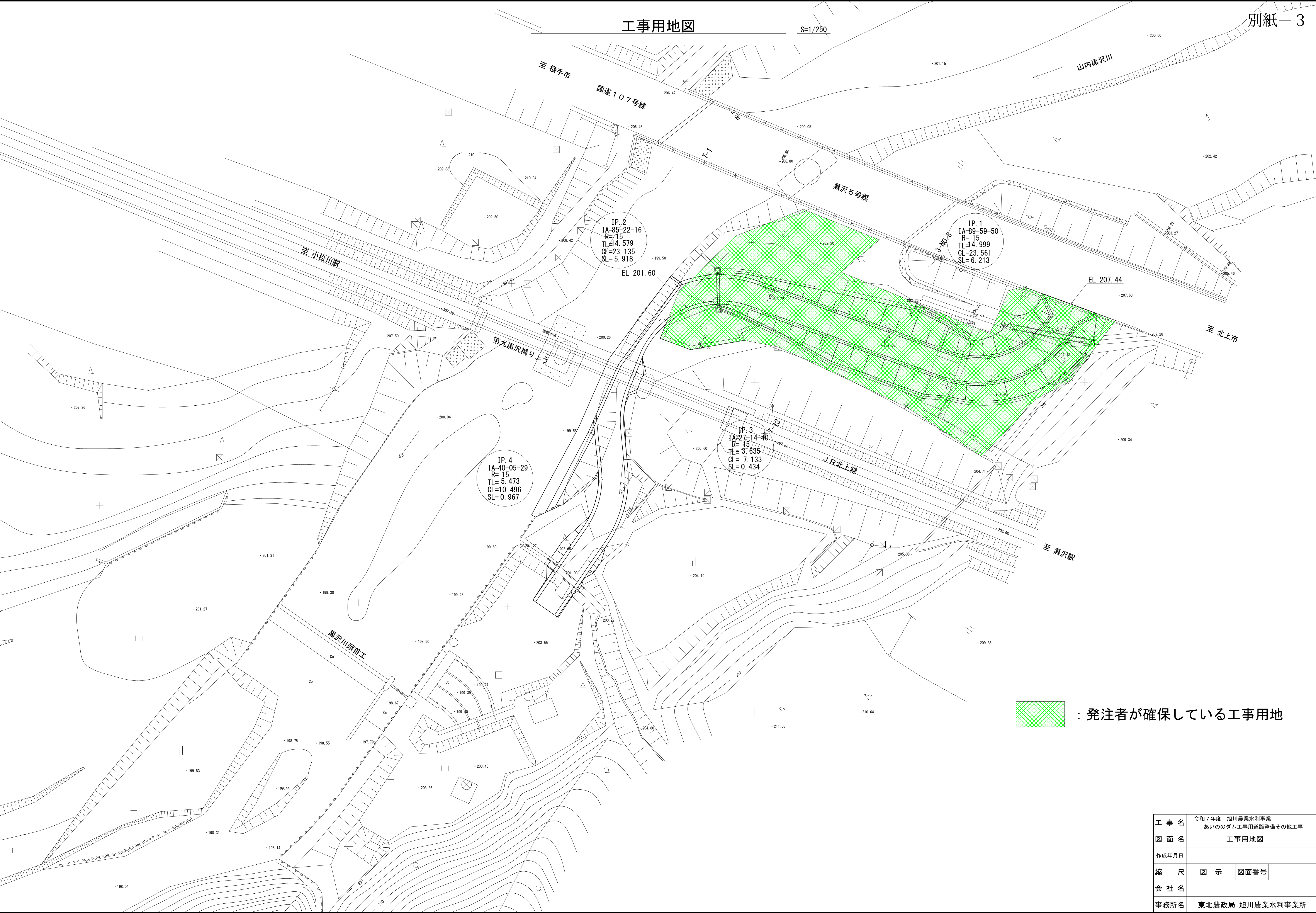
工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
コンクリート構造物撤去工	U型450側溝、有筋コンクリート	m3	1.3	
殻運搬	U型450側溝、有筋コンクリート	m3	1.3	
殻運搬・処理（産業廃棄物処分費）	U型450側溝、有筋コンクリート	m3	1.3	
（2）道路付属物撤去工	国道107号線			
ガードレール撤去		m	10	
3. 道路付属物設置工				
（1）道路付属物設置工				
道路付属物設置工	視線誘導標（スノーポール設置型）	本	2	
4. 安全費				
（1）安全費				
交通誘導員A	国道107号線	人	34	
交通誘導員B	国道107号線	人	34	
5. その他				
（1）準備費				
立木伐採工		ha	0.05	
造材		m3	26	
はい積み		m3	26	
抜根		ha	0.05	
木根等運搬	枝葉、黒沢川頭首工～処分場	空m3	28	
殻運搬・処理（産業廃棄物処分費）	枝葉処分	m3	28	
木根等運搬	抜根、黒沢川頭首工～処分場	空m3	28	
殻運搬・処理（産業廃棄物処分費）	抜根処分	m3	28	

保安施設配置計画図

S=1:250



工 事 名	令和7年度 旭川農業水利事業 あいのダム工事用道路整備その他工事		
図 面 名	保安施設配置計画図		
作成年月日			
縮 尺	1:250	図面番号	
会 社 名			
事務所名	東北農政局 旭川農業水利事業所		



工 事 名	令和7年度 旭川農業水利事業 あいののダム工事用道路整備その他工事		
図 面 名	工事用地図		
作成年月日			
縮 尺	図 示	図面番号	
会 社 名			
事務所名	東北農政局 旭川農業水利事業所		

国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準

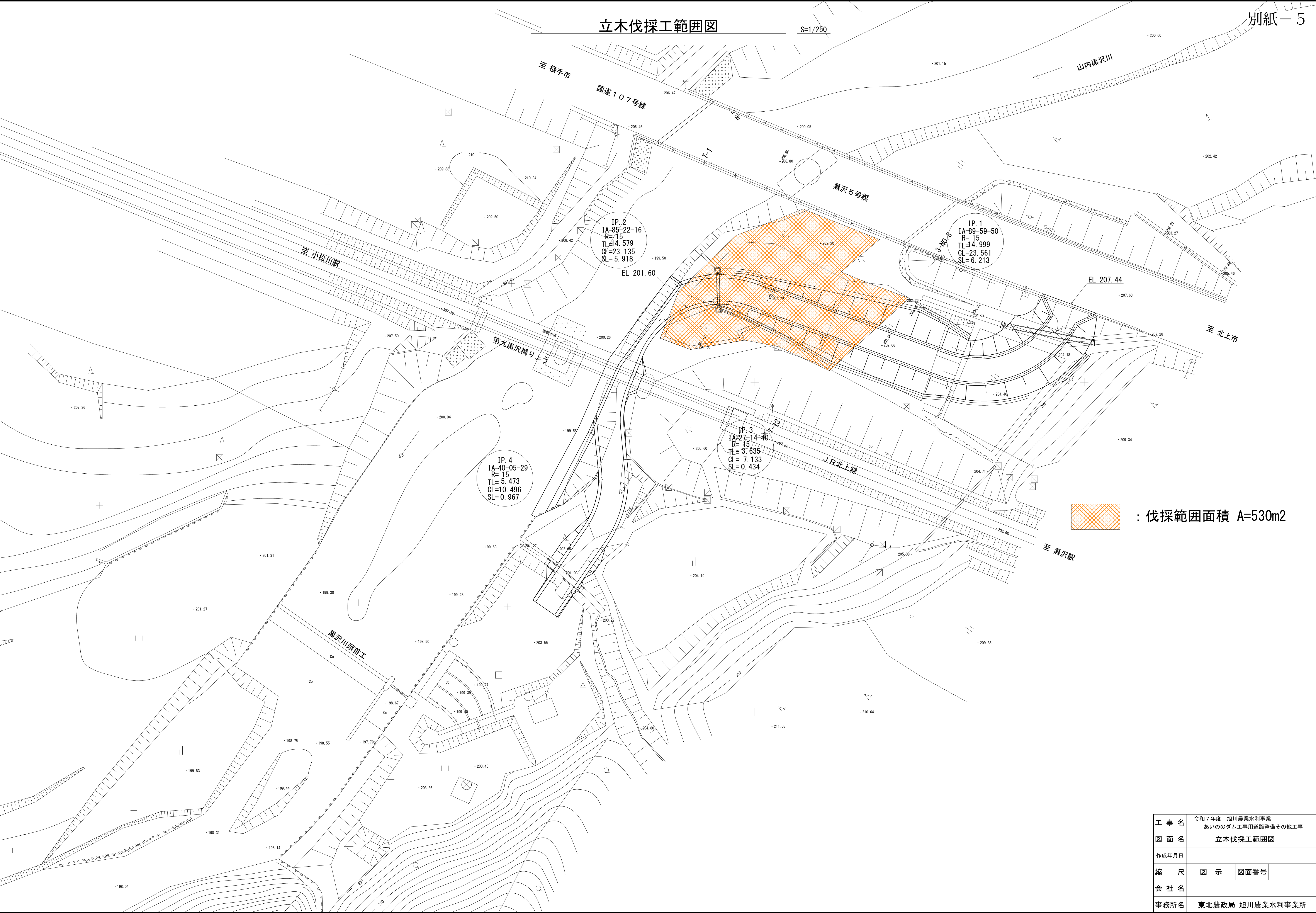
東北農政局

- 1 この基準は、国営土地改良事業の工事施行に必要な土地の適正な使用に関する取扱いを定め、もって事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。
- 2 この使用基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - ① 所有者等 土地の所有者又は使用権者をいう。
 - ② 借地した土地 国営土地改良事業の用に供することを目的として、発注者である国（以下「発注者」という。）が、所有者等から一定の期間使用する権原を得た土地をいう。
 - ③ 関係者 借地した土地の所有者等及び隣接地土地の所有者等をいう。
- 3 工事の受注者は、発注者が借地した土地を指定仮設用地（以下「仮設用地」という。）として使用する場合は、発注者の指示に基づくほか、下記の事項を厳守するものとする。

記

- （１）仮設用地の使用期間は、原則として工事着手から工事完了までとする。
ただし、工事着手前及び工事完了後においても当該仮設用地を必要とする場合は、あらかじめ発注者と協議の上、当該期間に含めることができるものとする。
- （２）仮設用地の管理は、工事の着手の日から返還をする日までの間、工事の受注者が責任をもって行うものとし、苦情等が出ないように対処するものとする。
- （３）仮設用地は、発注者に指示された工事施行の目的以外に使用してはならない。
- （４）仮設用地に隣接する土地の所有者等との調整を図るため、用排水機能及び通作等周辺の営農に支障を及ぼすことのないように措置するものとする。
- （５）仮設用地は、特別の事情等がある場合を除き、使用後はすべて原状に回復し、所有者等に返還するものであることから、次の事項に留意するものとする。
 - ① 仮設用地として、使用前及び返還に当たっての取扱いについては、あらかじめ関係者と調整の上、齟齬が生じないように努めるものとする。
 - ② 使用前の土地の状況及び境界杭等の把握に努め、写真、記録簿等に整理を行う等、返還時における作業を円滑に進めることができるように図るものとする。
特に既存の境界杭の保全に努めるとともに、これにより難しい場合は返還時に境界紛争等が生じないように、控杭の設置等を行っておくものとする。
また、農地の場合にあっては、発注者及び所有者等の立会のもとに耕土深及び暗渠排水施設の有無等、所要の調査を実施しておくものとする。
 - ③ 農地を仮設用地として使用する場合は、返還後の耕作に影響を及ぼす恐れがあることから、従前の個別の土地条件を損なわないようにするため、工法その他について十分配慮するものとする。

- (6) 使用した土地の返還に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。
- ① 不陸、高低、畦畔及び境界の位置等に留意するとともに、仮排水路等の用に供する等の耕盤を損なう使用をした場合には、耕盤の復旧に努めるとともに使用前の耕土深の確保を図ること。
 - ② 復旧する耕作土は、原則として既存の耕作土によることとし、心土、礫及び雑物等耕作に支障となるものの混入がないようにすること。
 - ③ 発注者が、借地した土地を当該所有者等に返還するに当たっては、受注者はこれに協力しなければならない。
- (7) この取扱基準に定めのない事項又は疑義等が生じた事項については、速やかに発注者の指示を受け又は協議して処理するものとする。



工 事 名	令和7年度 旭川農業水利事業 あいののダム工事用道路整備その他工事		
図 面 名	立木伐採工範囲図		
作成年月日			
縮 尺	図 示	図面番号	
会 社 名			
事務所名	東北農政局 旭川農業水利事業所		

工事現場等における遠隔確認に関する実施要領

1 総則

1－1 目的

本実施要領は、国営土地改良事業等の工事現場等における監督職員等の施工段階確認、材料検査、立会等（以下「立会等」という。）について、受注者が動画撮影用カメラで撮影した映像と音声を Web 会議システムにより監督職員等に配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニターで工事現場等の確認を行うもの（以下「遠隔確認」という。）であり、この情報通信技術を活用して、受発注者の業務効率化を図ることにより、働き方改革の促進と生産性向上を実現することを目的とするものである。

1－2 対象工事

原則、全ての工事を対象とする。

ただし、通信環境が整わない現場や工種によって不十分、非効率になることが明確な場合は、この限りではない。

1－3 適用

本実施要領は、土木工事共通仕様書及び施設機械工事等共通仕様書で定義する立会等の遠隔確認に適用し、監督職員等が確認するのに十分な情報を得ることができる場合に通常の立会等に代えることができる。

なお、動画撮影用カメラの活用は、立会等だけではなく設計図書と施工現場条件の不一致の確認、工事事故時の早期報告及び受注者の創意工夫等の報告など受発注者双方が積極的にその機能を活用する行為を妨げるものではない。

2 機器構成と仕様

遠隔確認に使用する動画撮影用カメラは受注者が準備するものとし、Web 会議システムは農林水産省が推奨するシステム（以下「推奨システム」という。）を使用する。なお、受注者は動画撮影用カメラに推奨システムをインストールし運用するものとする。

ただし、動画撮影用カメラを発注者側で準備している場合や推奨システムが現場確認に適さない場合は、受発注者間の協議により使用する機器を定めるものとする。

3 遠隔確認の実施

3－1 施工計画書の提出

遠隔確認の実施に当たっては、受注者は次の事項を施工計画書に記載して監督職員の確認を受けなければならない。

（1）適用種別

本実施要領を適用する立会等の項目を記載する。

（2）機器仕様

本実施要領に基づき使用する動画撮影用カメラの機器と仕様を記載する。

本実施要領を適用する立会等の実施時期・場所等を記載する。

(3) 実施時期・場所等

本実施要領を適用する立会等の実施時期・場所等を記載する。

3-2 事前準備

受注者は遠隔確認に先立ち、監督職員に工種、確認内容、確認希望日時等を記入した立会願を提出しなければならない。

なお、立会等の時間は、発注者の勤務時間内とする。ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認めた場合はこの限りではない。

3-3 遠隔確認の実施

(1) 資機材の確認

受注者は、事前に監督職員等と使用する動画撮影用カメラ等の通信状況について確認を行わなければならない。

(2) 確認箇所の把握

受注者は、監督職員等が遠隔確認箇所の位置を把握するために映像により確認箇所周辺の状況を伝えなければならない。

(3) 確認の実施

受注者は、「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」などの必要な情報について適宜電子黒板等を用いて表示する。

なお、受注者は必要な情報を冒頭で読み上げ、監督職員等から実施項目の確認を得ること。確認終了時には、確認箇所の内容を読み上げ、監督職員等による結果の確認を得ること。

(4) 結果の報告

受注者は、監督職員から遠隔確認による施工段階確認を受けた場合、施工段階確認簿をその都度作成して速やかに監督職員へ提出する。

4 遠隔確認の記録と保存

受注者は、遠隔確認の映像と音声を配信するのみであり、記録と保存を行う必要はない。

ただし、現場技術員が遠隔確認を行った結果は、使用するパソコンにて遠隔確認の映像（実施状況）を画面キャプチャ（パソコンの画面表示を静止画像として保存）等で記録し、情報共有システム（ASP）等を活用して監督職員に提出する。

5 留意事項

遠隔確認の活用にあたっては、以下に留意すること。

- (1) 受注者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して撮影の目的や用途等を説明して承諾を得ること。
- (2) 長時間動画用撮影カメラで撮影する場合、作業員のプライバシーを侵害する音声情報が含まれる可能性があるため留意すること。
- (3) 受注者は、施工現場外が可能な限り映り込まないように留意すること。
- (4) 受注者は、原則映像を記録する必要はないが、公的でない建物の内部や人物が意図せず映り込んでしまった場合は、記録映像から人物等を特定できないように必要な措置を行うこと。
- (5) 動画撮影用カメラの使用は意識が対象物に集中し、足下への注意が薄れたり、カメラの保持・操作のために両手が塞がることにより、転倒等の事故につながる場合がある。そのため撮影しながら移動する場合は進行方向の段差・障害物の有無を確認するなど、安全

対策に留意すること。

(6) 電波状況等により遠隔確認が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

(7) 本実施要領によりがたい場合は適宜受発注者間で協議すること。

6 工事現場における掲示の記載

受注者は、下記の記載例を基に作成した掲示板を工事現場に設置して周辺住民の理解に努めなければならない。

記 載 例
当現場は、遠隔確認活用実施工事であり、動画撮影用カメラによる撮影を行っています。
問合せ先：〇〇工事責任者 現場代理人氏名、連絡先

7 フォローアップ調査

本実施要領に基づき実施した工事の受発注者を対象として、課題抽出やより効率的な取組を行うためのフォローアップ調査の依頼があった場合は対応することとする。

8 積算

(1) 積算方法

遠隔確認に使用する機器等は原則リースとし、その費用は工事实施に必要な施工管理費用（技術管理費）として見積徴収して全て計上する。

計上に当たっては、現場管理費率や一般管理費率による計算の対象外とするため「一括計上価格」とする。

やむを得ず機器等の購入が必要な場合はその購入費に対して機器等の耐用年数に使用期間割合を乗じた金額を計上する。また、受注者が所有する機器等を使用する場合も同様とする。

なお、発注者が所有する機器等を使用する場合は受発注者間で費用を協議することとし、追加で必要となる費用を計上する。

(2) 機器等の耐用年数

代表的な機器等の耐用年数については表－１のとおりであるが、これによりがたい場合は受発注者間で協議して決定する。

表－１ 代表的な機器の耐用年数

機器等の名称	耐用年数
カメラ、ネットワークオペレーティングシステム、アプリケーションソフト	５年
ハブ、ルーター、リピーター、LAN ボード	１０年

※ 国税庁ホームページ公表資料から引用

出来高部分払方式実施要領

1 目的

部分払における出来高部分払方式（以下「本方式」という。）は、受発注者が相互にコスト意識を持ち、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すものである。

2 対象工事

建設工事等契約事務取扱要領標準例（平成12年11月15日付け12経第1772号大臣官房経理課長通知）別表1（第3条関係）に規定する建設工事契約に係る業種別区分表1、13、14、17及び24に属する工事のうち部局長が認めるもので工期が180日を超えるものに係るものとする。

3 設計・積算

設計及び積算は、従来どおり実施するものとする。

4 入札・契約

(1) 公告等及び入札参加希望者への周知

各発注者は、次の内容を記載することにより入札参加希望者に周知するものとする。

① 公告等への記載

以下に該当するものに、 内の文を記載するものとする。

一般競争入札の場合 ：入札公告及び入札説明書

公募型指名競争入札の場合：公募に係る掲示及び技術資料作成要領

工事希望型競争入札の場合：送付資料

（記載例）

（○）本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

② 特記仕様書への記載

特記仕様書に、以下の 内の文を記載するものとする。

（記載例）

第○条 部分払について

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別添「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

(2) 部分払の回数

- ① 本方式の実施に当たっては、受注者が工期の始期日以降出来高に応じて部分払の請求が可能のように、工事請負契約書第38条に必要事項を記入するものとする。なお、部分払請求については部分払請求の上限回数内で受注者が工種や工区の区切りなどにも留意しながら請求することができるものである。
- ② 工事請負契約書第38条第1項の部分払請求の上限回数について
部分払請求の上限回数＝工期／90（端数は切捨てとする。）
- ③ 国庫債務負担行為（以下「国債」という。）に係る契約の工事請負契約書第42条第3項の部分払請求の上限回数について
各会計年度の部分払請求の上限回数＝各会計年度の工期／90（端数は切捨てとする。）
ただし、初年度においては年度末の部分払を考慮して、上記式で算定した上限回数が4になる場合を除き、上限回数に1を加える。

5 前払金の扱い

工事請負契約書第35条に示されている前払金の支払については、以下によるものとする。

(1) 前払金の範囲

受注者は、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を請求することができるものとする。

※ 国債に係る契約の場合の請負代金額と前払金の支払請求時期については、工事請負契約書第41条によるものとする。

(2) 前払金の支払方法

本方式による場合は、以下の条項を用いるものとする。

工事請負契約書

（前金払）

第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 発注者は、第1項の規定による請求があつたときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、第1項の規定により請求された前払金額が請負代金額の10分の2に相当する額を超えるときは、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に請負代金額の10分の2に相当する額の前払金を支払うものとする。

5 受注者は、前項の規定により前払金の支払いがされた場合において、第1項の規定により請求した前払金額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の前払金の支払いを受けるための請求をしようとするときは、あらかじめ、工

事の進捗額が請負代金額の10分の2以上であることについて、発注者又は発注者の指定する者の認定を受ける、若しくは、工期が121日以上（ただし、工期270日以下の工事については、61日以上）経過していなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。ただし、工事着手時において、第20条による工事の中止がある場合には、中止期間は除いて経過日数を算定するものとする。

- 6 発注者は、前項の認定の結果を受注者に通知した以降、同項の規定による前払金の支払いを受けるための請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に第1項の規定により請求を受けた前払金額から支払済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の前払金を支払わなければならない。
- 7 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金の10分の4から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第3項から第6項までの規定を準用する。
- 8 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金の10分の5を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第38条又は第39条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 9 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 10 発注者は、受注者が第8項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

※ 国債に係る契約の場合、第41条第1項文末に下記条文を追加する。

「また、第35条第5項の（ ）内の「工期270日以下の工事」は「国債に係る契約の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の工事及び国債に係る契約の中間年度の工事」に読み替えるものとする。」

（保証契約の変更）

- 第36条 受注者は、前条第7項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、第1項又は前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(3) その他

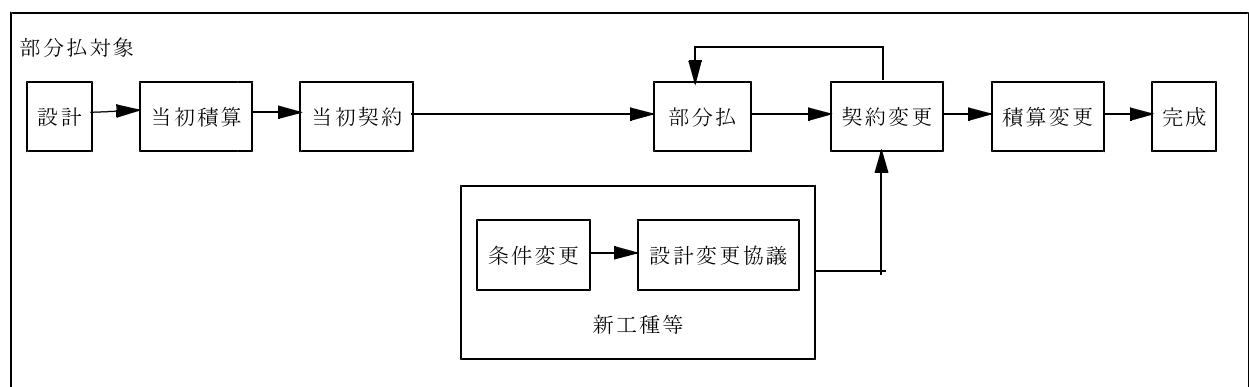
前払金の請求及び要件具備の認定様式は、別紙1～4を参考として実施するものとする。

6 部分払

(1) 部分払の対象

部分払の対象は、工事請負契約書第38条第1項により行うものとする。

なお、新工種に係る部分及び変更減が予定されている部分については、変更契約により当該工種の追加・変更がされるまではその部分を部分払の対象とすることができない。この場合、部分払の対象とする部分に限定して数量等を確認し契約変更を行うなど、手続の簡素化を図るものとする。



(2) 工事出来高報告書等の作成（請負代金相当額の算出）

工事出来高報告書等の作成は、従来どおりの手続により実施するものとする。

(3) 下請業者への支払いに対する指導

発注者は受注者に、一次下請業者に対する工事代金の支払いは、速やかに現金又は90日以内の手形で行うよう指導するものとする。

現場説明書等の指導事項への記載

現場説明書等の指導事項に、以下の $\boxed{\hspace{1cm}}$ 内の文を記載するものとする。

（記載例）

（○）一次下請業者への支払いについて

一次下請業者に対する工事代金の支払いは、速やかに現金又は90日以内の手形で行うものとする。

7 設計変更協議及び契約変更

設計変更協議及び契約変更に係る手続等は従来どおりとするものとする。

8 監督

監督業務は、従来どおり実施するものとする。

9 検査

(1) 検査職員

検査を行う職員（以下「検査職員」という。）の任命は従来どおりとする。ただし、同一工事における各検査（既済部分、完成、中間技術）（以下「各検査」という。）の検査職員の任命に当たっては、検査の重複を極力避けるため、できる限り同一の検査職員を任命するものとする。

(2) 検査の実施

① 既済部分検査

既済部分検査前に実施された各検査で確認した内容については、検査対象としないものとする。

なお、検査の実施に当たっては、中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化について（平成10年12月11日付け10経第1984号大臣官房経理課長通知）等に基づき行われているところであるが、既済部分検査の迅速化・効率化の観点から、以下の事項について改めて徹底を図るものとする。

- ・ 検査を実施する際には、工事請負契約書及び設計図書のいずれにも準備の必要の根拠を持たない必要以上の関連資料の準備を求めないものとする。
- ・ 既済部分検査等を実施済みの工事目的物の部分については、工事の完成を確認するための検査を、当該既済部分検査後の変状を目視により確認すること等により行うことができるものとする。
- ・ 既済部分検査等に際しては、現場の清掃、片付け等の実施を受注者に求めないものとする。なお、これらの措置は、障害物の存在等により検査の実施に支障が生じる場合に、障害物の移動等を適宜求めることを妨げるものではないものとする。
- ・ 既済部分検査等の対象資料として準備を求めるもののうち、別途定めるものについては、当該対象資料の準備が検査の実施日までに困難な場合等には、代替する方法をもって検査を行うことができるものとする。
- ・ 既済部分検査等においては、検査当日中に写真による確認を行う必要がある場合を除き、完成写真部分の提出は後日とすることができることとする。この場合、完成写真に代わる完成状況の確認は現場での目視等によって行うこととする。
- ・ 既済部分検査等においては、工事写真についてネガ等原本の整備状況や提出対象とするもの以外の写真の整理状況を問わないものとする。
- ・ 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
- ・ 監督職員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。

② 完成検査

従来どおりの方法により実施するものとする。

③ 中間技術検査

中間技術検査を実施する場合は、従来どおりの方法により実施するものとする。

なお、この技術検査の時期に合わせて既済部分検査を行うことにより効率化が図られる。

附 則

本要領は、平成 21 年 4 月 1 日以降手続を開始する契約から適用する。

令和 年 月 日

官署支出官等 殿

受注者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

前 払 金 請 求 書

¥

ただし、令和○年度 ○○○○○工事

請負代金額 ¥

に対する前払金

上記のとおり請求します。

なお、受領の方法については、工事請負契約書第35条第4項及び第6項の規定に基づき受領いたします。

※ 別紙2は2割を超える場合に本前払金請求書とともに提出すること。

別紙3については、本工事の進捗額が請負代金額の10分の2以上であること又は工期121日以上経過（ただし、単年度工事の工期が270日以下の場合、国債工事の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の場合及び国債工事の中間年度の場合については、工期が61日以上経過）していることについて、発注者又は発注者の指定する者の認定を受け、認定通知書を受領した後、直ちに発注者に提出すること。

※ 前払金請求書（全体請求書40%以内）は契約原本として保管。別紙2及び3は、支払に使用。

※ 前払金保証書は1回作成する。（2回作成する必要はない。）

別紙 2 （ 4 割以内の前払金請求書とともに提出）

令和 年 月 日

官署支出官等 殿

受注者
住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

前 払 金 請 求 書 （ I ）

¥ （工事請負契約書第35条第 4 項の請求金額）

ただし、令和〇年度 ○○○○○工事

請負代金額 ¥

に対する前払金

指定振込銀行		預金種別	口座番号
ふりがな			
口 座 名 義			

官署支出官等 殿

受注者
住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

前 払 金 請 求 書 （Ⅱ）

¥ (工事請負契約書第35条第 6 項の請求金額)

ただし、令和〇年度 ○○○○○工事

- 1．請 負 代 金 額 ¥
- 2．前払金請求額 ¥
- 3．受領済前払金額 ¥
- 4．未受領前払金額 ¥

指定振込銀行		預金種別	口座番号
ふりがな			
口 座 名 義			

令和 年 月 日

契約担当官等 殿

受注者
住 所
商号又は名称
代表者氏名

出 来 高
工 事 期 間 認 定 請 求 書

1. 工 事 名 令和○年度 ○○○○○工事
2. 工 事 場 所
3. 請負代金額 ￥
4. 工 期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

上記の工事について、工事請負契約書第35条第5項の要件を具備しておりますので、認定されるよう請求します。

（注意）出来高認定資料（出来高報告書、履行報告書等）を添付すること。（請負代金額の10分の2以上の場合）

工事工程表を添付すること。（工期121日以上経過（ただし、単年度工事の工期が270日以下の場合、国債工事の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の場合及び国債工事の中間年度の場合については、工期が61日以上経過）の場合）

.....

認 定 通 知 書

上記工事について認定したので通知する。

令和 年 月 日

受注者 殿

（契約担当官等の官職氏名）

令和7年度 旭川農業水利事業
あいののダム工事用道路補修その他工事

図 面 目 録

図面番号	図 面 名 称	枚数	備 考
1	位置図	1	
2 - 1/2	あいののダム工事用道路補修工平面図(1/2)	1	
2 - 2/2	あいののダム工事用道路補修工平面図(2/2)	1	
3	あいののダム土取場整備工平面図	1	
4	あいののダム取水隧道平面縦断図	1	
5	あいののダム取水隧道補強工計画図	1	
6 - 1/2	あいののダム取水隧道坑口工及び取付水路工補修計画図(1/2)	1	
6 - 2/2	あいののダム取水隧道坑口工及び取付水路工補修計画図(2/2)	1	
7	あいののダム堤体下流部砂利舗装工詳細図	1	
8	あいののダム堤体下流ヤード整備計画図	1	
9	黒沢川頭首工管理用道路計画平面図	1	
10	黒沢川頭首工管理用道路計画縦断図	1	
11 - 1/2	黒沢川頭首工管理用道路計画横断図(1/2)	1	
11 - 2/2	黒沢川頭首工管理用道路計画横断図(2/2)	1	
12 - 1/2	黒沢川頭首工管理用道路排水施設構造図(1/2)	1	
12 - 2/2	黒沢川頭首工管理用道路排水施設構造図(2/2)	1	
13	黒沢川頭首工管理用道路撤去工平面図	1	
合 計		17	